

**令和 2 年度 渋川市教育委員会の点検・評価
結 果 報 告 書**

渋 川 市 教 育 委 員 会

渋川市教育委員会の点検・評価制度の概要

1 経緯

平成18年12月に教育基本法が改正され、さらに平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）が一部改正されました。この改正を受けて、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが新たに規定されました。本報告書は、地教行法第26条の規定に基づき、令和2年度の教育委員会の点検及び評価を行い、教育に関する学識経験者の意見を付して報告するものです。この報告書により、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしてまいります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 渋川市教育委員会の活動状況

教育委員会とは、県や市町村に設置されている行政委員会の一つで合議制の執行機関です。教育行政の中立性、安全性を確保するため、地方公共団体の長から独立して設置されております。

渋川市教育委員会は教育長及び4人の委員で構成され、合議により教育行政の基本方針や重要事項などを審議し決定します。

令和2年度の活動状況を振り返るため、令和2年4月から令和3年3月までの教育委員会の活動についてまとめました。

① 開催日数

教育委員会会議については、渋川市教育委員会会議規則において、教育長が必要により、招集できる等の規定がされており、毎月1回の定例会の開催と必要により臨時会を開催しています。令和2年4月から令和3年3月までの教育委員会の開催状況は下記のとおりです。

- ・定例会 12回
- ・臨時会 2回

② 審議内容等

地教行法第14条に基づき、次の一覧表のとおり、審議が行われました。

令和２年度教育委員会審議案件一覧			
開催日	会議区分	案件区分	件 名
４月２２日	定例会	報告	教育長報告
		議案	議案第２９号 教育財産の用途廃止に係る協議について
			議案第３０号 渋川市文化財調査委員の委嘱について
			議案第３１号 渋川市教育委員会事務局文書取扱規則の一部を改正する規則について
			議案第３２号 渋川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
	協議会	議題	１ ５月定例教育委員会の開催日程について
			２ ６月定例教育委員会の開催日程について
			３ 総合教育会議の延期について
５月２０日	定例会	報告	教育長報告
			報告第４号 赤城南中学校再編検討地区委員会の検討結果について
			報告第５号 赤城北中学校再編検討地区委員会の検討結果について
		議案	議案第３３号 渋川市社会教育委員の委嘱について
			議案第３４号 渋川市公民館運営審議会委員の委嘱について
			議案第３５号 渋川市図書館協議会委員の任命について
			議案第３６号 渋川市青少年センター運営協議会委員の任命又は委嘱について
			議案第３７号 渋川市歴史資料館運営審議会委員の委嘱について
			議案第３８号 令和２年６月渋川市議会定例会提出予定議案（予算）の作成に対する意見について
			議案第３９号 教育財産の取得の申出について
			議案第４０号 渋川市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について
			議案第４１号 渋川市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
			議案第４２号 渋川市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の渋川市長への申出について
	協議会	議題	１ ６月定例教育委員会の開催日程について
			２ ７月定例教育委員会の開催日程について
５月２９日	臨時	議案	議案第４３号 渋川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について
			議案第４４号 渋川市教育委員会事務専決規則の一部を改正する規則について
６月２２日	臨時	議案	議案第４７号 渋川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の渋川市長への申出について

開催日	会議区分	案件区分	件 名
6月26日	定例会	報告	教育長報告
		議案	議案第45号 渋川市奨学金貸与審査会委員の委嘱について
			議案第46号 渋川市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則について
	協議会	議題	1 ふるさと渋川学生奨励金について
			2 7月定例教育委員会の開催日程について
			3 8月定例教育委員会の開催日程について
7月28日	定例会	報告	教育長報告
		議案	議案第48号 渋川市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について
			議案第49号 令和3年度使用教科用図書の採択について
	協議会	議題	1 8月定例教育委員会の開催日程について
			2 9月定例教育委員会の開催日程について
8月26日	定例会	報告	教育長報告
			報告第6号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
		議案	議案第50号 渋川市文化財調査委員の解職について
			議案第51号 渋川市立小中学校校長学校及び渋川市立幼稚園園長等に対する事務委任規則の一部を改正する規則について
			議案第52号 渋川市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則について
			議案第53号 令和元年度渋川市教育委員会の事務管理及び執行状況に関する点検・評価報告について
			議案第54号 令和2年9月渋川市議会定例会提出予定議案（予算）の作成に対する意見について
			議案第55号 渋川市南部学校給食共同調理場の業務委託について
	協議会	議題	1 9月定例教育委員会の開催日程について
			2 10月定例教育委員会の開催日程について
9月29日	定例会	報告	教育長報告
		議案	議案第56号 渋川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
	協議会	議題	1 10月定例教育委員会の開催日程について
			2 11月定例教育委員会の開催日程について
10月22日	定例会	報告	教育長報告
	協議会	議題	1 11月定例教育委員会の開催日程について
			2 12月定例教育委員会の開催日程について
			3 令和3年度予算編成に向けた基本的な考え方、新たな取り組みについて
11月25日	定例会	報告	教育長報告
		議案	議案第57号 渋川市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

開催日	会議区分	案件区分	件 名
			議案第 5 8 号 渋川市立金島小学校石川基金条例の一部を改正する条例の渋川市長への申出について
			議案第 5 9 号 渋川市徳富蘆花記念文学館条例の一部を改正する条例の渋川市長への申出について
			議案第 6 0 号 渋川市歴史資料館条例の一部を改正する条例の渋川市長への申出について
	協議会	議題	1 渋川市学校給食基本方針の策定について
			2 渋川市南部学校給食共同調理場調理配送等業務委託の委託業者の決定について
			3 1 2 月定例教育委員会の開催日程について
			4 1 月定例教育委員会の開催日程について
1 2 月 1 8 日	定例会	報告	教育長報告
		議案	議案第 6 1 号 渋川市人権教育集会所条例施行規則の一部を改正する規則について
			議案第 6 2 号 令和 2 年渋川市議会定例会提出予定議案（予算）の作成に対する意見について
	協議会	議題	1 1 月定例教育委員会の開催日程について
			2 2 月定例教育委員会の開催日程について
1 月 2 6 日	定例会	報告	教育長報告
		議案	議案第 1 号 渋川市教育委員会表彰について
			議案第 2 号 教育財産の取得の申出について
	協議会	議題	1 2 月定例教育委員会の開催日程について
			2 3 月定例教育委員会の開催日程について
2 月 1 9 日	定例会	報告	教育長報告
		議案	議案第 3 号 令和 3 年度渋川市教育行政方針について
			議案第 4 号 渋川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について
			議案第 5 号 渋川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
			議案第 6 号 渋川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の渋川市長への申出について
			議案第 7 号 渋川市通学バス条例の一部を改正する条例の渋川市長への申出について
			議案第 8 号 令和 3 年 3 月渋川市議会定例会提出予定議案（予算）の作成に対する意見について
	協議会	議題	1 令和 2 年度渋川市立（幼稚園、小学校、中学校）卒園・卒業式告辞案及び令和 3 年度入園・入学式告辞案について
			2 3 月定例教育委員会の開催日程について
			3 4 月定例教育委員会の開催日程について
3 月 2 6 日	定例会	報告	教育長報告
			報告第 1 号 渋川市教育委員会職員の人事について

開催日	会議区分	案件区分	件 名
		議案	議案第 9 号 渋川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
			議案第 1 0 号 渋川市教育委員会事務局文書取扱規則の一部を改正する規則について
			議案第 1 1 号 渋川市通学バス条例施行規則の一部を改正する規則について
			議案第 1 2 号 渋川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
			議案第 1 3 号 渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館条例施行規則の一部を改正する規則について
			議案第 1 4 号 渋川市金島公民館長の任命について
			議案第 1 5 号 渋川市渋川公民館長の任命について
			議案第 1 6 号 渋川市渋川西部公民館長の任命について
			議案第 1 7 号 渋川市古巻公民館長の任命について
			議案第 1 8 号 渋川市豊秋公民館長の任命について
			議案第 1 9 号 渋川市徳富蘆花記念文学館長の任命について
			議案第 2 0 号 渋川市教育委員会事務専決規則の一部を改正する規則について
	協議会	議題	1 4 月定例教育委員会の開催日程について
			2 5 月定例教育委員会の開催日程について

3 点検評価対象

平成20年度に実施をした、教育委員会の点検・評価については、教育行政方針に定められた重点施策から総合計画の基本計画に掲げられた代表的な指標を踏まえて12の施策を抽出し、点検・評価対象とした。

また、施策の達成に向けて推進している事務事業の点検・評価については、本市で平成19年度に実施した「事務事業の総点検」及び平成20年度に実施した「事務事業評価」の結果を参考とした。

平成21年度から令和元年度については教育行政方針に定められた重点施策のすべてを点検・評価対象とし、令和2年度についても、教育行政方針に定められた重点施策の3項目の22施策すべてを点検・評価対象とした。

教育行政方針における重点施策

I 学校教育の充実・・・9施策

- (1) 信頼される園・学校経営の推進
- (2) 「確かな学力」の向上
- (3) 「豊かなこころ」の育成
- (4) 「すこやかな体」の育成
- (5) 現代の教育ニーズ等に応じた多様な教育活動の充実
- (6) 小・中学校再編統合の推進
- (7) 学校施設の整備・充実及び長寿命化の推進
- (8) 児童生徒の通学支援
- (9) 学校給食調理場の再編整備と安全安心な学校給食の提供

II 生涯学習の充実・・・9施策

- (1) しぶかわ市民教育の日の推進
- (2) 生涯学習活動の推進
- (3) 芸術・文化事業の普及と活動の振興
- (4) 青少年の健全育成と非行防止活動の推進
- (5) 人権教育の推進
- (6) 公民館活動の推進
- (7) 図書館運営の推進
- (8) 美術館事業の推進
- (9) 文学館事業の推進

III 文化財の保護と活用・・・4施策

- (1) 文化財の保護・管理の推進
- (2) 文化財の活用と整備の推進
- (3) 伝統文化の保存・継承活動の支援
- (4) 自主活動団体の育成・支援

4 点検・評価手順

教育委員会の所属ごとに対象となる施策について、各担当者が教育行政方針に基づき、点検・評価（1 現状、2 点検（成果・課題）、3 評価（今後の方向性））を作成し、各所属長による点検・評価を行った後、教育に関し学識経験を有する者の知見を得て、教育委員会としての最終的な点検・評価結果とする。

5 学識経験を有する者の選定

点検・評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者として、次の8名を選定する。

氏 名	役職名	氏 名	役職名
富澤 孝明	元教育委員	都丸 俊六	元教育委員
田中 博	〃	塩谷 博	〃
青木 忠	〃	中野 忠夫	〃
青木 隆	〃	池田由美子	〃

6 取組経過

令和3年	6月	各所属長による点検・評価の実施
	7月	点検・評価シートのとりまとめ
	8月	学識経験を有する者の選定及び意見聴取 最終的な点検・評価の実施
	9月	教育委員会に結果報告
	10月	市議会へ提出及び市ホームページに掲載

7 総 括（点検・評価結果）

I 学校教育の充実	9 施策
II 生涯学習の充実	9 施策
III 文化財の保護と活用	4 施策

令和2年度 点検・評価結果（シート）

I 学校教育の充実

（1） 信頼される園・学校経営の推進

学校教育課

1 現状

各校園では、さまざまな機会を通じて、学校園の取組について、保護者や地域への情報の発信と収集を行い、共有を図り、園・学校経営に生かすPDCAのマネジメントサイクルを活用した開かれた園・学校づくりを推進しています。

子供たち一人一人が学ぶ楽しさを実感できる授業づくりに向けて、教師の指導力向上を図り、人事評価制度を活用し、人材育成に努めています。さらに、職場内の温かい人間関係の構築と働きやすい職場環境の整備、教職員の服務規律確保、適正な勤務時間について、計画的・組織的に取り組むよう指導しています。

いじめや不登校については、未然防止に向けて、分かる授業の実践及び子供の自己有用感を育むための常時指導の充実に努めています。子供の安全では、家庭や地域との連携を図り、子供が自ら危険を回避できる能力を身に付けられるよう指導の工夫に努めています。

三者連携推進事業では、育てたい子供の姿について共通理解を図り、各中学校地区ごとで具体的に協議し、その子供の姿を意識して、年間を通じて取組を行っています。

幼稚園教育は、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う幼稚園教育の質の向上を目指して、環境の構成及び援助を工夫しています。また、教職員のライフステージに合わせた研修機会を設けています。各園では「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識した教育課程を編成し、小学校への「接続期」では、幼小連携の機会を設け、学校教育との円滑な接続に努めています。

学校事務の共同実施では、小中学校を5地域に区分し、学校事務の適正かつ円滑な執行・事務処理体制の確立及び事務機能の強化を目指すとともに、学校経営に参画する意識を高める取組を進めています。

2 点検（成果・課題）

- 新型コロナウイルス感染症対策のため、市内一斉臨時休校や学校教育活動が制限され、保護者や地域の方が来校したり、子供たちが地域に訪問したりすることがほとんどできない1年でした。そのような中で各校園では、学校通信の発行やHPの更新、保護者会の開催等、さまざまな機会を活用して、学校の取組について、保護者や地域へ情報発信をし、園・学校評価などを通して情報収集を積極的に行いました。引き続き園・学校評価等により課題を把握し、全教職員が園・学校経営に参画する意識をもち、各校園の教育を進めていく必要があります。管理職のリーダーシップの下、勤務時間の適正化やストレスチェックの実施により、教職員自身の健康状態の自覚を促し、今後も働き方改革の趣旨を生かした職場環境の整備を行っていく必要があります。
- 三者連携推進事業は開始から15年目を迎え、各地区の独自の取組が定着・充実しています。「育てたい子どもの姿」について三者で共通理解を図りながら活動に取り組むことで、あいさつができる子供が地域で育っています。また、子供たちが地域の行事に参加しやすいよう、各地区の特色を生かしつつ、積極的に行事に参加したり運

営に取り組んだりしている様子が見られます。これらのことから、子供たちの「地域愛」の高まりの様子をうかがうことができます。しかし、令和2年度においては、コロナ禍により、三者の交流の場であった学校行事や地域行事が従来通りに実施できない状況がありました。

- 幼稚園教育では、環境を通して行う教育の具現化を図り、幼児が環境に主体的に関わり、充実感や満足感を得ながら体験を重ねていけるよう、各園の工夫による体験的活動の充実や幼児理解に基づいた適切な教育活動が行われています。指導主事が園を訪問する研修を充実させたり、職務に応じた研修会を実施したりすることで、各園の課題の解決に向けた研修機会としています。
- 昨今、学校事務職員の学校経営参画が求められます。各校で学校事務経営計画を作成し、活用が図られている学校も増えています。今後も管理職へさらなる啓発を図り、学校事務職員の学校経営参画を推進する必要があります。学校事務の共同実施をとおして職務担当制を実践することにより、1人職である学校事務職員の人材育成を図れることは成果といえます。

3 評価（今後の方向性）

- 園・学校評価により把握した課題に基づき、園・学校経営方針を具体化し、校園長のリーダーシップの下、全教職員が参画する体制を確立していきます。職場内の温かい人間関係の構築と働き方改革の趣旨を生かした職場環境の整備を行っていきます。園・学校の経営方針や取組についての積極的な情報発信と学校園・家庭・地域の連携を充実させていきます。
- 三者連携推進事業においては、今後も「子どもの安全安心」、「あいさつができるひとづくり」、「子どもの「主体性」と「地域愛」を育む」ための取組を3つの柱として、継続していきます。また、コミュニティ・スクールの導入に向けて、本事業において養われた各種事業に取り組む素地や成果を継承できるように、一体的に推進していきます。
- 質の高い幼稚園教育を提供できるよう、引き続き、教育課程の編成及び実施、教職員の指導力向上に資する研修の充実に努めます。
- 学校管理運営全般に係る支援や働き方改革に係る教職員のゆとり確保等を図るために、学校事務の効率的かつ適正で円滑な執行・事務処理体制の確立及び事務機能の強化、さらには学校事務職員の学校経営参画を推進します。各共同実施地区の実態に応じた職務担当制による事務処理体制の一層の確立ができるよう、指導していきます。

4 学識経験者による意見

- 職場環境の整備は、教職員の教育活動の充実につながるため、今後も管理職のリーダーシップを発揮してほしい。
- 「学校だより」等の広報活動を通して、地域から信頼される学校経営の充実を期待する。
- 人事評価を前面に出した人材育成には配慮が必要ではないか。
- 三者連携推進事業では、素晴らしい成果が出ており評価する。

(2) 「確かな学力」の向上

学校教育課

1 現状

確かな学力を身に付けるため、基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の涵養を目指しています。

基礎的・基本的な知識・技能の習得については、令和2年度の教研式全国標準学力検査の結果では、市内小中学校の全学年において概ね習得されていることが分かっています。思考力・判断力・表現力等の育成については、平成31年度全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問紙において「他者の考えを参考にして自分の考えを見直したり修正したりすることができている」と回答した児童生徒が全体の7割を超えています。一方で「自分が考えた過程を筋道立てて説明することはあまりできていない」ととらえている児童生徒が4割程度います。主体的に学習に取り組む態度の涵養については、全体の7割以上が「課題の解決に向けて自分で考え自分から取り組んでいる」と回答しています。

学力向上対策委員会において、授業改善の方向性を明らかにして「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に各校で取り組んでいます。また、教育実践上の課題について協議する場として渋川市教育実践研究会を設定し、校内研修の取組や授業づくりについて情報を共有しています。

2 点検（成果・課題）

- 基礎的・基本的な知識及び技能は、きめ細やかな学習指導のもとに習得されています。しかし、分かる喜びや学ぶ楽しさを味わうための指導の工夫は今後も課題です。
- 思考力・判断力・表現力等の育成については、協働しながら学ぶことの意義や有用性を理解している児童生徒が増えています。しかし、児童生徒が身に付けた知識及び技能を活用して課題を解決することには課題が見られます。
- 主体的に学習に取り組む態度の涵養については、多くの児童生徒が粘り強く学習に取り組んでいます。しかし、課題の解決に向けて自ら見通しをもって取り組もうとする意識を高めていくことには課題が見られます。

3 評価（今後の方向性）

- 学力向上対策委員会、渋川市教育研究所の各研究部等を計画的に運営し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善をとおして、学ぶ楽しさを実感できる授業改善の具現化を図っていきます。
- 獲得した知識を相互に関連付けたり、他の学習で活用したりする場を設けるなど学びの過程を充実させ、知識及び技能を活用して課題を解決する意識を高めていきます。
- ねらいに対する振り返りを行う場を設定することで、自分の学びについての理解度や状態、解決方法などをとらえ、自ら学習を調整する態度を身に付けるようにします。

4 学識経験者による意見

- 思考力（判断力・表現力）を要求する学習活動を授業のどこに取り組みせるか、新しい学習指導要領をもとに、充実した学習活動を実践してほしい。
- 課題に対し具体的な改善策を示して、全市的に授業研究会等を通して取り組んでほしい。

(3) 「豊かなところ」の育成

学校教育課

1 現状

豊かなところを育成するために、各校において道德教育、特別活動、人権教育、生徒指導等について全体計画・年間計画等を作成し、各教科等との関連を図りながら、教育活動全体を通して取り組んでいます。道德教育については、特別の教科道德の時間を要とした道德教育の推進及び道德教育推進教師を中心とした組織的な体制づくりを重点としています。また、人権教育については、常時指導の充実を重点とし、子供たちが互いの大切さに気付く指導を通して、一人一人のよさが認められ、自己有用感を得られる授業づくりに努めています。生徒指導については、子供及び保護者との信頼関係に基づく積極的な生徒指導を推進し、命を大切にする指導の充実と「いじめを絶対に許さない」指導の徹底を図っています。さらに、スクールカウンセラー等の効果的な活用と、関係機関や市教育研究所相談事業部との連携による、組織的、継続的な指導体制を築いています。

2 点検（成果・課題）

- 道德教育の成果としては、自分自身と向き合い、深く考えたり、友達と意見を交流したりすることを通して、自分なりの価値観を広げ、深めていけるようになりました。今後も子供たちが、自分の生き方を見つめ直すことができるよう、工夫が必要です。
- 人権教育における成果としては、すべての学校園において人権教育の全体計画や年間指導計画が整備され、それを基に人権教育に視点をあてた常時指導の充実、授業実践などの取組がなされたことです。今後も、各学校園において言語環境や教室環境の整備を進め、継続的に取り組む体制を整えていく必要があります。
- 生徒指導の成果としては、子供たち及び保護者との信頼関係に基づく積極的な生徒指導を推進し、組織的に対応する様子が見られたことです。課題としては、不登校への対応強化と、いじめの積極的な認知を推進していく必要があります。

3 評価（今後の方向性）

- 各学校園においては、子供たちの実態を踏まえて、諸計画を見直し改善していくとともに、校内研修の中に人権教育を位置づけ、授業実践及び授業研究会を通して、教職員の人権感覚の向上を図ります。
また、子供たちの自己有用感を高めるために、お互いのよさを認め合い、主体的にかかわり合う活動を、積極的に授業や保育に取り入れていくよう引き続き指導していきます。
- 生徒指導の充実では、不登校・いじめ防止に向けて、未然防止や早期発見・早期対応を学校に呼びかけます。また、ウォームアップティーチャーやSCを活用した不登校対策や、報告の仕方を工夫して、いじめの積極的な認知を図ります。

4 学識経験者による意見

- 自分や友達等の良さを考える体験も必要ではないか。子ども達が主体的に能動的に活動できるよう「楽しい学校」づくりに努力してほしい。

(4) 「すこやかな体」の育成

学校教育課

1 現状

健康教育の充実と体力の向上を目的に、渋川市体力向上・健康元気アップ推進委員会を実施し、様々な視点で、子供の健康増進や体力向上等について協議しています。

健康教育の充実については、肥満傾向児の出現率が高いという課題を受け、子供が生活習慣を見直したり望ましい食習慣を身に付けたり、子供自ら健康管理能力を高めたりすることをねらいとした取組を各校で行っています。

体力の向上については、子供が運動することの楽しさを味わいながら、個々の能力や発達段階に応じて体を動かしたり、競技力を高めたり、生涯を通して運動に親しむ素地を養ったりすることをねらいとしています。

2 点検（成果・課題）

- 渋川市体力向上・健康元気アップ推進委員会において、市内小中学校で実施されている新体力テスト等から明らかになった児童生徒の実態について共有しました。そして、関係機関ごとの取組や、関係機関で連携できる取組について協議しました。
- 健康教育の充実に関する成果としては、各学校において学校保健委員会を開催するなど、健康教育の推進ができています。しかし、肥満傾向の子供の割合が多いことが課題です。規則正しい生活習慣、望ましい食習慣及び運動習慣が身に付くための取組をさらに充実させる必要があります。
- 体力の向上については、長期間にわたる休校や活動が制限される生活の中で、運動への取組の二極化の傾向が見られます。また、新体力テストを実施した学校からは、子供の体力の低下、特に、投力、握力、持久力が低下しているとの指摘がありました。学校では、小学校体育授業支援スポーツコーディネーターや部活動指導員を活用する中で、運動することの楽しさを味わわせながら体力を維持していく必要があります。

3 評価（今後の方向性）

- 渋川市体力向上・健康元気アップ推進委員会は、市全体として取り組む方向性を明らかにできる重要な場となっています。データから明らかになる課題に対し、それぞれの機関の取組に関連性をもたせるための工夫を重ねます。令和2年度においては、黙食が求められる給食時間の工夫した取組が話題に挙がり、食育に関する放送や、運動の動画をテレビ放送するなどの取組を行った学校がありました。
- 学校体育では各校で実施した新体力テストの結果をもとに、子供が主体的に学び、運動が楽しいと感じられる学習を展開していきます。
- 健康教育の充実については、学校医やPTA、栄養士、養護教諭等と協働して学校保健委員会を開催し、それぞれの立場で課題解決に向けた取組を協議するとともに、子供たちが自分ごととしてとらえられるような機会を設定することを検討します。

4 学識経験者による意見

- 通学バス利用による体力低下が考えられる中、学校生活や授業において体力向上に一層力を入れてほしい。
- 視力の低下など、健康について考える時間が大切である。

1 現状

子供を取り巻く状況が急速に変化する中、予測困難な社会の変化に適応できる力を身に付けさせることは不可欠です。学習指導要領の「生きる力」を育むという教育の基本理念に基づき、多様な教育ニーズ等に対応した教育活動の推進を図っています。

情報教育の推進では、全小中学校の普通教室及び特別教室へＩＣＴ機器を配備し、機器の効果的な活用のための操作研修や授業づくりの研修を実施しています。

学校園において、特別支援教育コーディネーターを中心に子供一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を行うために、組織としての指導力の向上に努めています。保護者の願いを把握した上で適切な支援を行えるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、不断の改善・見直しをしています。医療や保健、福祉等の各関係機関との一層の連携を図り、園所と子供に関する情報を共有し、就学前から早期の教育支援を推進するとともに、子供や保護者の教育的ニーズに応じるための支援体制の整備を進めています。

教育研究所では、「英語教育実践研究部」「学力向上研究部」「ＩＣＴ活用研究部」「教育相談研究部」「社会科副読本部」を設置しています。教育相談に関わる事業としては、教育相談事業と適応指導教室があります。教育相談事業部では、来所相談や電話相談、訪問相談により、子供や保護者、教職員に対して当面する教育課題の解決に向けた支援を行っています。適応指導教室「かけはし」では、様々な理由で学校に行きにくいと感じている子供たちの学校復帰を目指して、学校・家庭・関係諸機関との連携を図り、アウトリーチ等も行いながら自立に向けた支援を行っています。また、教育相談初級研修講座を開講し、教職員の教育相談の技術を高める取組も行っています。

2 点検（成果・課題）

- ＩＣＴ機器の導入により、小中学校ともに多くの学習で活用され、授業に変化が見られました。また、子供が直接機器に触れる機会が充実したことにより、体験的にＩＣＴ機器の有用性について学ぶことができました。教職員がＩＣＴ機器を適切に活用することで、子供にとって「分かる」「楽しい」と感じられる授業が実践されるよう、今後も研究するとともに一人一台端末活用に向けての準備を進めていきます。
- 特別支援教育では、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用が進み、子供一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導が具現化してきています。今後も継続して作成や見直しを進め、実効性を高めていく取組を進めていく必要があります。障害のあるなしにかかわらず、共に触れ合い、共感し合うことを通して、交流及び共同学習の意義が理解されつつあることが成果です。今後は、年間指導計画に位置付け、学校全体で子供たちが主体的に活動できる環境を工夫する必要があります。医療や保健、福祉等の各関係機関との一層の連携を図り、情報を共有する中で、就学前から早期の教育支援が進んできたことが成果となります。今後は、教育的ニーズに応じた多様な学びの場を検討し、学びの連続性を保障し、切れ目のない支援体制を構築していく必要があります。
- 市教育研究所の各研究部では所員の役割を明確にし、年間の見通しをもって研究を進められたことが成果です。引き続き所員の職能成長につながるようにサポート体制を継続していく必要があります。相談事業では、相談件数の増加が見られ、悩みを抱

える方々の相談窓口としての一翼を担えたことが成果です。今後も、不登校をはじめ子供や保護者の困り感に対して、きめ細かに対応をしていく必要があります。適応指導教室では、子供に寄り添う適切な対応をはじめ、通室児童生徒の保護者との面談、不登校児童生徒の家庭への訪問支援を行いました。社会科副読本部では、「第四版 新しい渋川」が完成しました。今後は活用に向け、指導の手引き等の作成・研究作業を進めていく必要があります。

- 教育実践研究会の授業の成果については、授業者に課題解決や授業改善に向けての指導を通して、授業者が子供の姿で具体的に授業のイメージがもてたことです。今後は各校の研究の成果と課題をもとに、主体的な取組を通して、参加者が子供の姿から授業改善の在り方を考えることができるような取組を進めることが課題です。

3 評価（今後の方向性）

- I C T機器を効果的に活用し、渋川で学ぶ子供にとって切れ目なく質の高い授業を実施していきます。授業の検証にあたっては、渋川市教育研究所のI C T活用研究部の取組を継続します。また、G I G Aスクール構想の実現を見据えて、一人一台端末を効果的に学習に活用していくための研究を行うとともに、教職員の研修や学校の環境整備等を具体的に進めていきます。
- 特別支援教育コーディネーターを中心とした、一人一人の多様な教育的ニーズに応じた組織的な指導・支援体制の充実を図ります。また、個別の教育支援計画や指導計画を活用した指導の充実を図ります。園所小中及び関係機関や専門家等との連携を図り、幼児・児童・生徒の学びの連続性を保障し、切れ目のない支援体制を実現するとともに、自立と社会参加を促す指導と支援の推進を図ります。さらには、共生社会の実現に向けた交流及び共同学習の教育課程への位置づけを周知し、推進を図ります。
- 市教育研究所の教育相談研究部については、研究所の専門相談員の知見も活用し、教育相談技術認定中級取得を希望する教員への研修内容を充実させ、本市における教育相談の推進者を育成します。また、適応指導教室では、児童生徒の担任との情報交換の場を設定したり、ケース会議を実施したりするなど、学校との連携を密にとっていきます。
- 教育実践研究会では、研修の内容を基にした授業（保育）を公開し、参観者同士で授業（保育）研究を行い、子供の姿から授業（保育）改善の在り方を考えることが大切であると考えます。各校の研究の成果を基に各校の主体的な取組を大切にしながら、学校園の思いに寄り添った授業公開、実践研究会の運営ができるよう、支援していきます。

4 学識経験者による意見

- I C T機器の導入により、児童生徒にとって充実した授業が展開され、成果が上がることを期待するとともに適切な指導を期待する。
- I C T機器の活用について、学習格差が広がらないよう配慮してほしい。

（６） 小・中学校再編統合の推進

教育総務課

１ 現状

本市の小中学校においては、平成２６年度に上白井小学校と中郷小学校、平成２８年度に小野上中学校と子持中学校、平成２９年度に南雲小学校と津久田小学校、刀川小学校と三原田小学校の再編統合が行われてきました。

今後の再編統合については、平成２８年度に策定した渋川市小中学校の再編に関する長期的な方針（以下「長期的な方針」という。）に基づき、保護者や自治会など地域住民への説明、情報提供を十分に行い、地域の合意形成を図りながら進めていく必要があります。

２ 点検（成果・課題）

- 赤城地区では長期的な方針に基づき、中学校ごとに学校再編検討地区委員会を組織し、地域の合意形成を図るため協議していただきました。その中で、１０年後の計画では全市的な検討をしてほしいとの意見をいただきましたので、今後は、教育委員会部局だけでなく、市長部局との調整を図りながら検討していく必要があります。
- 長期的な方針において再編統合の対象としている伊香保小学校・小野上小学校において、令和２年度から小規模特認校制度を導入しました。その結果、伊香保小学校２名、小野上小学校３名が通学区域外から入学されました。
- コロナ禍の中、小中学校では３密になることを避けながら学校行事等を実施していましたが、伊香保小学校・小野上小学校においては、小規模校としての利点を生かし、密になることなく、安全安心に学校行事等を実施することができました。

３ 評価（今後の方向性）

- 小中学校の再編統合については、長期的な方針で示した基本的な考えに基づき、地域住民への説明や情報提供を十分に行い、地域の意向を尊重しながら取り組みます。
- 令和２年４月、伊香保小学校・小野上小学校において導入された小規模特認校制度について、更なる周知を行い、小規模校としての魅力、地域の特色を活かした教育に取り組んでいきます。
- 長期的な方針の適用期間が終了する令和９年度以降の計画策定について、早期に着手することを検討します。

４ 学識経験者による意見

- これからの再編統合の計画策定については、２校間の統合だけでなく、全市域を対象に小中一貫校の設置も含めて検討してほしい。

(7) 学校施設の整備・充実及び長寿命化の推進

教育総務課

1 現状

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地震等の災害時には地域の避難所として指定されており、市民の安全・安心においても重要な役割を担っています。こうした学校施設の役割を踏まえ、環境整備に取り組んでいます。

令和2年度には、新型コロナウイルス感染症対策として、手洗い水洗等のレバーハンドルへの交換や、教室等への網戸の設置を行いました。

また、地球温暖化に伴う気温上昇による児童生徒の熱中症予防及び良好な学習環境の確保を図るため、エアコンの設置を進めております。

当市の学校施設は、昭和40年代以降の児童生徒の急増期に建設されたものが大半を占め、老朽化は深刻な課題となっています。現有施設の長寿命化を図り、修繕にかかる総合的な経費を抑制するため、小中学校施設長寿命化計画を基に、修繕改修を計画的に進める必要があります。

2 点検（成果・課題）

- 新型コロナウイルス感染症の対策として、手洗い水洗等のレバーハンドルへの交換や室内空気の換気を目的とした、普通教室等への網戸の設置を行いました。
- 児童生徒の熱中症予防及び良好な学習環境の確保を図るため、各教室にエアコンを整備しています。小中学校の普通教室と中学校の特別教室への整備は、令和元年度までに完了しており、小学校の特別教室については計画的に整備を進め、令和3年度は、渋川北小学校の特別教室に整備を行います。
- 学校施設の整備については、トイレの洋式化を進めるため、小学校のトイレ改修事業を実施しています。これまで4校の工事が完了しており、令和3年度には橘北小学校のトイレ改修を行います。
- 小中学校防火扉改修事業は、令和2年度ですべての小学校の改修が完了しました。今後は、計画的に中学校の防火扉の改修を行います。
- 多くの学校施設は老朽化が進んでおり、施設の長寿命化については、財政負担の平準化を踏まえて事業の優先順位を整理する必要があります。

3 評価（今後の方向性）

- 学校施設については、小学校の特別教室等への空調設備の整備工事や便器の洋式化を含むトイレ改修工事など長寿命化につながる工事が必要です。学校施設の整備に関連する予算は膨大となることから、計画的に進める必要があります。
- 学校施設の安全性、機能性を確保するため、修繕については施設整備事業に組み込まれており、継続的に実施していきます。

4 学識経験者による意見

- 体育館等が避難施設として利用されることから、トイレ・空調等の整備の改善が期待される。
- 学校の施設、設備の安全確保は大切なことであり、今後、学校の統合も視野に入れ、計画的に進めてほしい。

(8) 児童生徒の通学支援

教育総務課

1 現状

本市の通学バスは、遠距離を通学する児童・生徒の通学利便を図るために、市内19路線を運行し、児童・生徒の約670人が利用しています。

また、路線バスが運行する渋川伊香保線及び行幸田団地線の2路線の利用者（渋川西小・渋川中・渋川北中）には、遠距離通学費として定期代等の全額を助成しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、濃厚接触を避けるために利用者が多い路線について通学バスの増車を行いました。

2 点検（成果・課題）

- 小規模特認校への登下校にあたり、最も合理的に通学できる公共交通機関を利用する場合、遠距離通学費として定期代等を全額補助できるように要綱を改正しました。
- 児童生徒がより安全に通学バスを利用できるように、通学バスの乗降場所について、学校や保護者と日常的に点検・検討しています。
- 登下校時の子どもの安全を守るため、通学バス停留所へ送迎する保護者に対して配付した防犯ベストを着用してもらうことで、登下校時の見守りの強化、家庭や地域との連携を深め、犯罪の抑止を図りました。今後とも子どもの安全を図る施策を講じていきます。

3 評価（今後の方向性）

- 通学バスの運行は、児童・生徒の安全安心を第一に考え、今後も引き続き、安定した運行を確保していきます。
- 小規模特認校への通学支援などのように、児童・生徒の安全安心、教育に機会均等を図るために必要な支援について、保護者等の要望に応じて研究していきます。
- 経費削減のため、運行形態について「貸切バス」から「特定バス」への切り替えを進めます。また、既存の路線バスが運行している箇所については、引き続き調整を図ります。

4 学識経験者による意見

- 小規模特認校の導入により、新しい課題になった通学支援の問題に対し、積極的な対応を評価する。
- 通学バス、路線バスの安全確保とともに、徒歩で通学する児童生徒の安全安心を確保するための方策も考えてほしい。

(9) 学校給食調理場の再編整備と安全安心な学校給食の提供

学校給食課

1 現状

安全で安心な学校給食を継続して提供できるよう、「渋川市学校給食基本方針」を定め、計画的に施策の展開を図っています。

「学校給食共同調理場の再編整備」では、平成26年8月から南部・北部調理場が、令和2年8月から東部調理場が稼働し、共同調理場3場の整備が完了しました。学校給食の一層の充実と調理場の効率的な管理、運営を目指し、調整を進めています。

「安全安心な学校給食の提供と地産地消の推進」では、地場産野菜等を学校給食に活用し、地産地消を推進しています。子どもたちが食の正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるため、栄養教諭が工夫し、学校給食の献立づくり等に取り組み、子どもたちの健康増進や食物アレルギーへの対応を図りながら、食育指導の充実に努めています。

2 点検（成果・課題）

- 東部調理場について、令和2年の2学期から稼働を開始し、令和3年の2学期から、特定原材料7品目を除去したアレルギー対応食を提供するため、その手法や提供方法等、各学校等と密に連携し、調整を図りながら慎重に進める必要があります。
- 南部調理場については、令和3年4月からの業務委託に向け、全児童生徒の保護者へ、令和2年12月に周知文を配布し、理解を得られ、準備ができました。
- 老朽化が進む伊香保地区の自校式調理場については、令和4年に廃止し、南部調理場からの配食とする方針が定まりました。調整、準備を進めていく必要があります。
- 学校給食における令和2年度の渋川市産の野菜等の使用率（重量ベース）は、20.0%（27,599 kg／137,924 kg）で、令和元年度の21.5%（33,772 kg／156,791 kg）と比較すると、1.5%減少しました。県外産の使用率は64.5%です。

3 評価（今後の方向性）

- 東部調理場での特定原材料7品目のアレルギー対応食の提供は、安全性を最優先に考慮し実施します。南部調理場、北部調理場と事業拡大を図っていきます。
- 調理場を適正に運営、管理するため、自校式調理場の廃止や民間事業者への業務委託等、正規職員の配置状況等にも配慮し、調整を進めます。
- 子どもたちの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るため、各学校と連携し、学校給食の教育的役割を確認しながら食育を推進します。また、業務委託による優位性を食育の推進に活かしていきます。
- 地場産野菜等の活用は、生産者が明確で安心感も増し、児童生徒に、地場産野菜等の理解や生産者への感謝の気持ちが育まれることから、地産地消の推進に努めます。

4 学識経験者による意見

- アレルギー対応食の提供については、これからも、学校、保護者等と連携を密にし、慎重に進めてほしい。

Ⅱ 生涯学習の充実

(1) しぶかわ市民教育の日の推進

生涯学習課

1 現状

次世代を担う心豊かでたくましい子どもたちを育成するとともに、生涯にわたって自ら学び、郷土を愛し、地域社会に主体的に参画する人づくりを目指し、11月1日を「しぶかわ市民教育の日」、11月を「同月間」と定めています。また、市民の教育活動に対する理解と関心を深め、市民全体で学びの活動を推進するため、「しぶかわ市民教育の日（愛称「しぶかわ市民まなびの日」）事業」を開催するとともに、趣旨に賛同する関連団体の事業の登録を推進しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、事業内容を舞台発表や体験コーナー等の集客を伴うイベントから変更し、市役所第二庁舎1階もみじサロンを会場に実行委員会に所属する25団体のパネル展示や子ども向けの渋川市に関するクイズを行いました。また、参加者に市内各協賛企業等の景品を配付するなど工夫し前年を上回る635人の来場がありました。

また、関連事業として登録された団体等の事業数は前年の40事業から60事業と増えました。

2 点検（成果・課題）

- 事業内容をコロナ対策のためイベントなどの集客型からパネル展示やクイズの実施など参加型事業に変更し、期間を11日間としたこと、会場を利用者が多い渋川公民館のある渋川市役所第二庁舎1階もみじサロンとしたことにより来客数が増えました。
- 事業周知を広報や市ホームページの掲載、定例記者会見の資料提供のみならず、同時期に開催の「全国創作こけし美術展」でチラシ配布を行うなど、様々な方法を組合せ周知しました。特に「こけし美術展でのチラシを見て訪れた。」という声も多くあり、他事業と連携する重要性について再認識しました。
- コロナ対策が求められる中、新たな生活様式に合った「しぶかわ市民教育の日」事業のあり方について、実行委員会において検討・協議する必要があります。

3 評価（今後の方向性）

- 心豊かでたくましい子どもたちを育成する事業の趣旨を踏まえ、学校と地域など関係する機関との連携を図ります。
- テーマに合わせ他部署・団体・企業との連携を図り、大会やイベントだけでなく展示会等の開催方法や市民参加の工夫、期間や会場の選定など、新たな生活様式に対応した「しぶかわ市民教育の日」の実施内容について実行委員会を通じ検討します。
- 「しぶかわ市民教育の日」の市民への効果的な周知方法について検討します。

4 学識経験者による意見

- 評価のとおりとする。

（２） 生涯学習活動の推進

生涯学習課

１ 現状

本市では平成３０年度に改定した第２次渋川市生涯学習推進計画の「ふるさと渋川を愛する人づくりのための生涯学習活動の推進」を基本理念とし、学習機会の提供、事業の進行管理、庁内の連携、指導者の養成を図るとともに、社会教育団体や自治会等の生涯学習活動を支援するなど、市民と協働して生涯学習活動を推進しています。

２ 点検（成果・課題）

- 学習機会の提供では、市職員が市民主催の学習会等９つの「出前講座」に１７回出向き２７３人が受講しましたが、新型コロナウイルスの影響により市民主催の学習活動は前年度の４割程度、受講者は２割程度と減少しました。
- 事業の進行管理では、「施策展開進行管理シート」作成のポイントを自己評価に置き新たにコロナ対応の記載欄を設け、庁内の２６４事業について点検しました。これにより事業の成果が明確となり、またコロナにより１１４の事業が中止されたことが確認され、新たな生活様式に合った事業の構築が課題となっています。
- 庁内の連携を図る３つの生涯学習専門部会（スポーツと健康、子育て、三者連携）では所属を超え横断的に情報を交換し、２６事業について研究・協議しました。
- 自治会役員等向けに「生涯学習推進員等研修会」を準備しましたが、コロナにより中止しました。コロナの影響が続く中、研修会等の地域活動を支援等するあり方について検討する必要があります。
- 重点として取り組んだ「地域づくりを支える人づくり」では、「生涯学習推進指導者養成講座」を開講し初級編７人、中級編８人が修了しました。また、中級編修了者に地域課題対策チーム活動を紹介し７人が自主的に参加するなど、学習成果を地域で活かす活動に繋がりました。今後も指導者養成とともに成果の活用が課題です。
- 「ふるさと渋川再発見事業」では、本市にゆかりの先人の功績を讃え、郷土の誇りとして後世に継承するため偉人顕彰展を開催しています。令和２年度はコロナ対策を施し３回の偉人顕彰展（吉田芝溪、木暮武太夫、渡辺啓助）を行いました。また、展示資料を全小中学校に巡回展示し児童生徒に学習機会を提供しました。今後、郷土の人物にこだわらず、地域の歴史や郷土の魅力ある物も取り上げるなど、地域を愛する心を育む機会とすることが重要であると考えます。

３ 評価（今後の方向性）

- 事業進行管理結果及びコロナ対応工夫例を庁内に周知し事業の連携を図ります。
- 地域の学びの活動が止まらないよう、新たな生活様式に合った「生涯学習推進員等研修会」や地域の学習活動支援のあり方について検討します。
- 「ふるさと渋川再発見事業」では、地域バランスを考慮し計画的に偉人を取り上げるとともに、郷土の歴史や魅力など物事も取り上げます。

４ 学識経験者による意見

- 生涯学習推進員が、各地域で地域の特性や要望を生かして活躍してほしい。
- 自治会役員等の研修やふるさと渋川市発見事業等の工夫により一層の活躍を期待する。

1 現状

市民の文化活動の成果発表として、渋川市文化協会を中心に「市民総合文化祭」を開催していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止しました。また、市民向けの芸術・文化の普及や啓発活動として各種実行委員会等が実施する事業では「全国創作こけし美術展」は感染予防対策を施した上で開催しましたが、会場集客型の「しぶかわ能」「バンドフェスティバル」「彌酔の句会」「歌舞伎公演」は中止しました。

2 点検（成果・課題）

- 令和2年度は文化協会の文化活動の成果発表である市民総合文化祭は、新型コロナウイルスの急激な感染拡大のため中止を余儀なくされ、また各グループ活動も公民館の貸出し中止などにより活動の場の確保が難しくなっています。このような状況において日常の文化活動が市民の心に潤いと生きがいを与え、地域のコミュニティを形成していく上で重要な役割を果たしていることが確認され、文化活動の継続が必要であることを再認識しました。コロナの影響が続く中、新しい生活様式に合った文化祭の開催方法や文化活動の仕方、芸術文化活動に対する支援のあり方などを検討することが課題となっています。
- これまで市民総合文化祭は、市民会館で長期に開催し、また、同施設の改修工事中は各公民館に分散し開催してきました。リニューアルした渋川市民会館の市全体の文化振興を担う役割や他事業の使用を考慮し、文化祭会場の選定や新しい生活様式にあった開催方法等について、文化協会を通じて検討する必要があります。
- 実行委員会等の「しぶかわ能」「バンドフェスティバル」を除く事業において、活動者の高齢化や固定化、後継者不足が課題となっており、文化活動を次世代の子どもたちに継承していくことが必要となっています。

3 評価（今後の方向性）

- 市民の文化活動が止まることのないようコロナ禍の新たな生活様式に対応した文化活動のあり方を検討し支援します。
- 児童・生徒など若い世代に文化活動への理解を図るため周知の工夫に努めます。
- 市民総合文化祭への若者の参加を図るため、市内の高校と連携し展示部門・演技部門で部活動の発表の機会を提供します。

4 学識経験者による意見

- 評価のとおりとする。

（４） 青少年の健全育成と非行防止活動の推進

生涯学習課

１ 現状

本市では、青少年の健全育成と非行防止を図るため、渋川市青少年センター条例により青少年センターを設置し、４つの柱「補導活動」「相談活動」「環境浄化活動」「健全育成啓発活動」に取り組んでいます。

令和２年度の青少年補導員の補導活動は、１７６回、１，５９１人に声掛けを実施。電話（面接）相談員の相談は９１件、うち２４時間受付のＳＮＳを活用したＬＩＮＥ相談は２９件ありました。なお、相談件数のなくなってきた土曜日相談を令和２年度をもって終了し、関係機関と連携を強化して平日電話（面接）相談を実施しました。

環境浄化活動では、有害図書類回収箱を設置し３８５の有害図書類を回収しました。

また、健全育成活動では青少年育成推進員等により市内４高校、７中学校の登校時の生徒にインターネットの使用方法に関する啓発チラシを配布しました。

青少年教育事業では、放課後子ども教室（７小学校、３７回、延べ５５０人参加）やレタリング教室（３９０人参加）等を実施しました。また、青少年の学習支援として高校生の放課後自習室「すたでいばんく」及び学生みんなの自習室「インすたでいほーる」を開設し、延べ１２，３９２人の学生が学習活動を行いました。

２ 点検（成果・課題）

- 補導活動では、コロナ禍の対応として補導員を４人体制から２人体制に変更し補導活動を行いました。目立った問題事案は見受けられませんでした。多くの大人が見守ることで犯罪抑止等にも繋がることから今後も継続する必要があります。
- 相談活動では、ＬＩＮＥ相談を導入したこともありＬＩＮＥ相談が増えており、ＬＩＮＥ相談の体制があることを更に周知して行く必要があります。
- 放課後子ども教室は、当初１４校で実施予定でしたが、コロナ染症防止の観点から前年度と比べ２校減の７校で実施しました。実施に当たっては新しい生活様式を踏まえ多くの児童に学習や体験の機会を提供しました。まだ参加に至らない小学校もあるため、講師の発掘とともに学校との連携協力を図る必要があります。
- コロナのため青少年自習室を一部利用制限したため前年の７割程度に利用者が減りましたが、利用者の学習意欲は高く、安全対策を施し運営する必要があります。

３ 評価（今後の方向性）

- 非行行動は落ち着いていますが、補導活動は防犯対策や不審者対策、犯罪の抑止力となり非行防止の基本であることから、声かけなどの見守り活動を積極的に行います。
- 青少年相談のチラシを小、中、高校生へ定期的に配布し周知するとともに、インターネットの使用方法に関する啓発チラシ等を中高生や親世代に配布していきます。
- 新しい生活様式に対応した安全対策を施し青少年教育事業の実施します。

４ 学識経験者による意見

- 評価のとおりとする。

（５） 人権教育の推進

生涯学習課

１ 現状

社会の変化とともに求められる解決すべき人権問題について、渋川市人権教育推進協議会は、「渋川市人権教育・啓発の推進に関する基本計画」に基づき、３分科会（学校教育部会・社会教育部会・広報部会）で教職員や子ども、一般の市民向けの人権教育・啓発に取り組んでいます。

学校教育部会は教職員を対象に「人権問題の映画と講話の会」を開催し、「子どもたちの人権」をテーマに５０人が参加しました。また、保護者の人権意識の向上を図るため小学５年生の保護者を対象に「人権教育意識調査」を行い４７６人から回答を得ました。

社会教育部会は一般市民向けの「人権教育講演会」として、「インターネットやSNSと人権」をテーマに企画しましたが、新型コロナウイルスにより実施を見送りました。また、人権尊重ポスターを小中学校の児童・生徒に募集したところ５７４点の応募があり、啓発事業として優秀作品による「人権尊重ポスター展」を実施しました。

広報部会は人権尊重ポスター優秀作品を掲載した「人権啓発カレンダー」を作成、毎戸に配布しました。また、人権に関する特集を「広報しぶかわ」１２月１日号に掲載し、市民向けに啓発を行いました。

人権教育集会所（３か所）の維持・管理を行い、その活用を図りました。

２ 点検（成果・課題）

- 「人権意識調査」を通じて、保護者の人権意識の高まりを確認できましたが、事前に学校から配布される人権啓発冊子について、「知らない」「読んでいない」との回答も見受けられることから、保護者向けの人権教育・啓発を更に充実させることが重要であると考えます。
- コロナにより、講演会の会場変更や中止を余儀なくされ、夏休みの短縮などにより人権尊重ポスターの児童生徒への募集を希望者としたため応募件数が減りました。市民向けの啓発に講演会等の手法は有効であり、今後コロナ禍における市民への効果的な啓発方法を検討していく必要があります。

３ 評価（今後の方向性）

- 市民の人権意識の高揚を図るため様々な人権課題から身近な課題を計画的に取り上げるとともに、新たなコロナを理由とした差別、SNS等やインターネットでの誹謗中傷等の社会の変化に応じた人権課題も取り上げます。
- 各公民館の講座等で人権に関する学習機会を提供することで、各地区における人権教育の推進を図ります。
- コロナ禍における新たな生活様式に対応した人権教育のあり方について検討します。

４ 学識経験者による意見

- 人権尊重ポスターを描くということで、一人一人が人権について考える機会になっている。

（６）公民館活動の推進

公民館

1 現状

公民館では、第２次渋川市生涯学習推進計画（平成３０年２月）で掲げる基本理念「ふるさと渋川を愛する人づくりのための生涯学習活動の推進」に基づき、４つの基本目標、①学ぶ（生涯にわたる学びの充実）、②集う（集いによる人間関係を育む学びの実践）、③活かす（学習成果の地域活用）、④創る（地域の特性を活かす学びの創造）を達成するため、様々な事業を実施し、多世代にわたり、学習の支援を行っています。

令和２年度は、コロナ禍の中、緊急事態宣言の公示や群馬県の警戒度などを踏まえ、主催事業の中止及び延期、貸館の一部休止等地域における社会教育活動を抑制せざるを得ない状況が生じました。

また、施設、設備の老朽化が進んでいる公民館では、優先度の高い順番に修繕等を行っていますが、全てに対応ができていない状況です。

2 点検（成果・課題）

令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けましたが、地域の活動拠点として、学びを止めないため、プログラムの見直しやガイドラインの作成等、新しい生活様式を取り入れてコロナ禍に対応し、公民館活動の継続に努めました。

４つの基本目標の達成に向け、対策を施しながら、積極的に取り組んだものです。

- 体温測定や体調確認をはじめ、手指洗いや消毒、マスク着用の徹底、ソーシャルディスタンスの確保、換気対策機器や飛沫防止用の間仕切りの設置等、できる限りの対策を施し、安全で安心して利用できる環境を整備しました。
- 会場を広い場所に変更し、定員を少なくして回数を増やす等参加者を分散することで、内容を変更することなく事業を実施することができました。
- 大勢の人たちが集まるイベントの代替として展示事業を工夫する等、地域とのつながりを大切にした取組を行いました。

3 評価（今後の方向性）

- 世代間や地域間の交流を促進し、地域の結びつきと地域振興につなげます。
- コロナ禍の中においても、工夫しながら、地域と子どもたち、学校等と一緒に活躍できる場を提供できるよう取り組みます。
- 地域の人を講師に迎え、地域の人を守る伝統や史跡を紹介する等、地域文化の伝承や郷土愛の育成、地域づくりにつなげます。
- 定期利用団体が講師となる等、団体及び市民の生涯学習活動の活性化を図るとともに、人づくりにつなげます。
- 市民の郷土愛を育むため、「渋川を知る」講座のさらなる充実を図ります。
- 老朽化した公民館施設について、計画的な修繕等や適正な施設管理に努めるとともに、多様な世代が気軽に利用できるよう、安全で安心な施設運営に努めます。

4 学識経験者による意見

- 地域の特性を生かし住民と一体的な公民館活動を進めることを期待する。
- 公民館活動の周知方法、回数、公報の内容などに一層の工夫がほしい。地域の人が読みたくなる記事を検討してほしい。

（７） 図書館運営の推進

図書館

１ 現状

図書館は、市民にとって身近な生涯学習拠点施設であり、市民が生涯にわたって読書活動を行うことができるよう、魅力ある図書館づくりを目指し、様々な事業を計画しました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために、休館や開館時間の短縮等の利用制限や中止した事業も多くあり、利用者数も前年度から１３，９３６人減少し、７４，９４０人でした。

２ 点検（成果・課題）

- 新型コロナウイルスの感染防止対策として、来館者への手指消毒や窓開け換気、空気清浄機の設置、学習室や雑誌コーナーの利用席数を減らして間隔を広げたりしています。また、返却された図書等は、書籍用の消毒液で表面を拭いてから購入した図書除菌機で殺菌作業後に配架しています。
また、外出を自粛している市内居住の７０歳以上で図書利用券がある方を対象に、資料を郵送して貸し出すサービスを実施しましたが、今後は、ハンディキャップ等により来館が困難な利用者向けの配送サービスを検討します。
- 令和２年度からフリーWi-Fi環境を整備し、学習室と視聴覚コーナーは、インターネットに接続してパソコン等の電子機器が利用できるようになりました。
- 図書利用券利用者の登録情報を適正に管理するため、令和３年６月から無期限の有効期間を３年間と決めました。広報や館内掲示等の周知を行い、変更の手続きが混乱しないように対応します。

３ 評価（今後の方向性）

- ブックスタート事業で読み聞かせの大切さを伝えたり、子育て支援総合センターの絵本の日出張図書館を通して親子が本に触れ合う機会の拡大を図ります。また、読書意欲の高揚と読書が習慣化するように読書の記録帳を周知して活用していきます。
- 地域の人々との読書活動の推進として郷土史に関する講座や読書会活動の支援、また、親子で楽しめる図書館づくりとしてのおはなし会や映画会などの行事や季節に合わせた展示等を通して、読書活動の推進に努めます。併せてツイッター等の情報発信を行い若い世代の関心を高めていく必要があります。
- 学校図書館(室)との連携に向け、図書館司書が日程調整をして訪問支援を行い、図書館(室)全体の質の底上げを図ります。また、年齢・学年に応じたおすすめ本の紹介やリストの配布が行えるように取り組みます。
- 市立図書館や学校図書館(室)などでボランティア活動をしている方を対象に研修や交流会などを開催し、ボランティア活動の活性化を図ります。
- 子どもの読書活動を推進する第二次渋川市子ども読書活動推進計画の計画期間が令和４年度で満了することから、次期計画を策定していきます。

４ 学識経験者による意見

- 読書に親しむ活動は、教師やボランティアに期待することが極めて大きい。実態を的確に把握して、指導の充実を期待する。

（８） 美術館事業の推進

美術館

１ 現状

１階常設展示室では、桑原巨守氏の作品を展示しています。

３階市民ギャラリー兼企画展示室では、企画展示のほか、渋川市民美術展などの共催展を行うとともに、ギャラリーとして市民等に貸し出しも行っています。

２ 点検（成果・課題）

- 美術館の令和２年度年間入館者数は１３,３９２人です。新型コロナウイルス感染拡大防止対策の緊急事態宣言のため４月１８日から５月３１日まで臨時休館となったこと、また、美術館コンサート等予定していた事業が中止となったことで前年度と比較して４,４９１人（２５％）減少しました。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、市収蔵作品展 2020 では１×１＋１＝ワン・バイ・ワン・プラス・ワンと題し、１つの作品を１つの空間で１人で鑑賞する展示とし、安心・安全な方法を取ることで、３２０人の来館につながりました。
また、小中学生を対象に例年夏休み期間中に実施していた市内４館の博物館等をめぐるスタンプラリーの期間を７月１８日から１０月４日まで延長することで、来館者の分散を図りながら参加を促すこととしました。参加児童・生徒数は３９９人でその内完走者は７７人と、前年度とほぼかわらない参加人数を維持することができました。
- 芸術活動への支援のための市民ギャラリーの利用は２件あり、観覧者数は６４１人です。
- 夏のワークショップを開催し、参加者２４人の子ども達が制作した作品を「こどもとあーと展」として展示を行い、観覧者数は３１８人でした。
- 学校ノ先生 2021「石野安親と岩崎孝 渋川女子高校の教壇に立った二人の画家」の観覧者数は８０５人、美術館開館２０周年記念「渋川高校出身作家展－榛嶺の学舎に育った作家たち」の観覧者数は２,８８８人でした。
- 美術館のあり方について、渋川市美術館あり方検討委員会より移転先の施設のあり方や運営方法等について提言を受けました。

３ 評価（今後の方向性）

- 渋川市美術館あり方検討委員会からの提言を踏まえ市有施設への移転を検討した結果、第二庁舎に決定しました。
- 芸術・文化活動の中心となり、大人から子どもまでが気軽に訪れ楽しみながら憩える場所になるよう、諮問機関となる運営協議会の設立に向け準備を進め、美術館の運営方法等について検討します。
- 移転に伴う休館期間中の美術館活動について、実施会場を公民館等に移し実施していく方向で関係団体と調整していきます。

４ 学識経験者による意見

- 美術館開館２０周年記念「渋川高校出身作家展－榛嶺の学舎に育った作家たち」は多くの観覧者が訪れ素晴らしい企画展であった。

（９） 文学館事業の推進

文学館

１ 現状

徳富蘆花記念文学館は、展示館（常設展示室、企画展示室、喫茶室）と終焉の間を保存している記念館で構成されています。常設展示室では徳富蘆花の遺品や多数の資料、写真及び解説パネルによって紹介しています。企画展示室では年に５回ほど入替展示を行っており、「紙芝居展」や「双六展」など多世代が楽しめるような配慮を行いながら開催しました。

また、コロナ禍の中で来館者数の減少が顕著ですが、ホームページの検索方法を工夫したほか、各種情報媒体への情報提供など、知名度アップのための周知活動を行い来館者増に努めています。

２ 点検（成果・課題）

○ 児童生徒や成人学習等の受け入れ

コロナ禍の中、蘆花祭や追悼茶会は中止となりましたが、伊香保小６年生全員を対象とした茶道体験教室は実施しました。その際に「徳富蘆花や蘆花と伊香保との関わり」について、６年生が興味を持つ要素を取り入れながら解説を行いました。また、中学校の総合的な学習の時間や公民館の館外研修での受け入れなどの際にも、来館者の年齢や来館時期にあわせた解説を行うことにより、幅広い世代に対してふるさと渋川の魅力を発信することができました。

しかし、既存の展示物に関する解説が中心であったため、新たな企画やそのための情報発信を行う必要があります。

○ 環境整備の充実

文学館の魅力度を高めるため、施設内の庭園など四季の演出を考慮しながら環境整備にも心がけたところ、多くの来館者から好評を得るとともに、庭園の様子をSNSで取りあげられたケースもありました。

３ 評価（今後の方向性）

○ 近年は来館者数が減少傾向にありますが、ホームページなどの電子媒体やマスメディアなどの情報媒体への積極的な情報提供を行うとともに、各施設へのパンフレット配架や情報誌への掲載依頼を恒常的に行うなど、知名度アップのための幅広い広報周知活動を行い、入館者増に努めてまいります。

○ 文学館には約８０００点余りの収蔵資料があります。その中には図書だけでなく浮世絵や写真等の資料も含まれています。今後はこの収蔵資料を活用し、昔懐かしい人々の暮らす風景の紹介など、幅広い世代が楽しめ、かつ渋川を再認識、再発見できる新たな企画の実施を検討してまいります。

４ 学識経験者による意見

○ 評価のとおりとする。

Ⅲ 文化財の保護と活用

(1) 文化財の保護・管理の推進

文化財保護課

1 現状

国指定8件、国登録4件、国選択1件、県指定40件、市指定128件の181件の指定等文化財について、保護及び維持管理を推進しています。

指定文化財の一部は地元の関係者に管理を委託し、その他の指定文化財は、文化財保護員が月1回パトロールを実施し、適宜対応を行っています。また、県指定の「ヒメギフチョウ」は生息域が狭小で数も少ないため、保護連絡協議会を組織し、重点的なパトロールや生息環境の整備を行っています。

埋蔵文化財については、緊急性の高い各種開発計画に対応するため、範囲確認調査・試掘調査・本発掘調査等により、現地保存や記録保存等を行っています。出土品は、市埋蔵文化財センターや歴史資料館等で保管し、公開・普及のための資料としています。

2 点検（成果・課題）

- 令和元年度に市の重要文化財に指定した「真光寺万日堂」について、価値の周知及び保護意識の向上のため現地に標柱及び説明板を設置しました。「獅子岩」説明板老朽化に伴う交換、「津久田城跡」説明板の移設を実施しました。
- 市重要文化財「八坂神社の神輿」、市重要文化財「岩井堂観世音御堂」への補助金交付、県天然記念物「下郷の大クワ」の養生作業を実施しました。
- 指定文化財等181件の一覧を示したパンフレットを改訂し、図書館・公民館・各自治会へ配布しました。現在、赤城・北橘歴史資料館で販売中です。
- 埋蔵文化財は、14件の範囲確認調査、3件の発掘調査を実施しました。ほとんどが民間開発によるもので、件数・工期とも市が主導することはできないため、その都度対応を考えなければならないのが実状です。
- ヒメギフチョウ生息地の一部の除伐や下草刈り、幼虫の食草ウスバサイシンを育てて生息地へ移植する等の環境整備を実施しました。保護管理計画を改定しました。

3 評価（今後の方向性）

- 各種指定等文化財は、劣化等を確認し、関係者と協議しながら修繕や養生に務めます。ヒメギフチョウは、パトロールや生息環境の整備を長期的な視点で継続します。
- 指定文化財の標柱や説明板は、随時点検・補修を行い、文化財の周知と理解が広がるよう努めるとともに、より見やすくわかりやすい表現となるよう検討していきます。
- 埋蔵文化財が確認された場所については、開発事業者側と協議しながら、文化財の保存のためにより適切な方法を検討し、必要な調査・記録作成を実施します。

4 学識経験者による意見

- 膨大な文化財の保存活用は極めて困難なところであるが、公民館や他団体等と連絡を取り、一層の理解と活用を期待する。

（２） 文化財の活用と整備の推進

文化財保護課

１ 現状

国史跡「黒井峯遺跡」は、県が作成したVRアプリ「黒井峯タイムトラベル」を現地における遺跡の理解に活用しています。「瀧沢石器時代遺跡」は年次計画を作成し、現地の史跡整備に向けた作業や内容の検討を行っています。

榛名山噴火関連遺跡を広く周知し理解を深めるために、現地ツアーや連続講座を企画しましたが、新型コロナウイルス感染症対策の観点から実施を見送りました。

普及事業では、はた織り教室、古代米づくり体験教室、しめ縄飾り作り教室、竹工芸教室などの各種事業を実施し、文化財に触れる場を提供していますが、新型コロナウイルス感染症対策のため中止または縮小せざるをえない状況でした。

２ 点検（成果・課題）

- 普及事業は、はた織り教室（前期）、古代米づくり体験教室を中止しました。はた織り教室（後期）、竹工芸教室、夏休み子ども文化財教室、しめ縄飾りづくり教室、お正月飾りづくり教室は募集方法を変更し、参加人数を減らして密状態を避けながら開催しました。赤城・北橋歴史資料館において、年度末から本年５月末まで、企画展を開催しました。
- 瀧沢石器時代遺跡は基本設計をまとめました。また整備に必要な情報を得るための発掘調査を実施しました。次の段階は実施設計・整備工事・工事管理といったこれまでに以上に大がかりな事業となるため、体制の強化が必要です。
- 現地見学者への便益施設として、金井東裏遺跡保存区域内に説明板を設置しました。
- 全市域の歴史・文化財を一体的に学べる施設の整備を検討するため、資料館関係者や外部有識者等から成る「（仮称）ふるさと歴史館整備基本構想策定委員会」を設置しました。

３ 評価（今後の方向性）

- 瀧沢石器時代遺跡の価値を活かした史跡整備に向けて実施設計等の検討を進め、保存整備委員会・国・県と調整を図ります。他の史跡等については、瀧沢石器時代遺跡の整備の進捗状況を踏まえながら、体制を整える中で整備計画等を検討します。
- 榛名山噴火関連遺跡について、平成３０年度から情報発信を進めていますが、本年度も連続講座等を企画し、さらなる理解を促していきます。
- 市内には数多くの文化財がありますが、市民の認知度を上げるために情報発信を進めます。生涯学習課所管の出前講座や各公民館の地域学習等と連携し、学習機会の充実に努めます。市内の教職員を対象とした文化財めぐりを学校教育課と連携して実施し、学校教育現場での文化財の活用につなげます。
- （仮称）ふるさと歴史館整備基本構想策定に向けた検討を継続的に行います。

４ 学識経験者による意見

- 市内の文化財の積極的な情報発信と、市長部局と連携し文化財の活用を図ってほしい。

(3) 伝統文化の保存・継承活動の支援

文化財保護課

1 現状

市指定の重要無形民俗文化財 16 件（うち 1 件「下南室太々御神楽」は「養蚕の舞」のみ県指定）と、県指定重要有形民俗文化財津久田の人形舞台に伴う人形操作、国選択無形民俗文化財の上三原田歌舞伎舞台の装置操作が継承されています。

上三原田歌舞伎舞台では、毎年操作伝承委員会による舞台操作訓練・点検を行い、三原田小学校で結成された歌舞伎クラブも、舞台操作訓練の際にこの舞台で公演しています。

津久田人形操作伝承委員会は、練習を継続して技量の向上に努めながら、地元小中学校へ出向いて次世代への継承に務めています。

地域に伝わる神楽や獅子舞、祭り囃子等、伝統芸能の保存や継承は地域の文化を守り育てていくために大切な存在であり、市指定重要無形民俗文化財の保存会に対し、団体の活動費補助として市補助金を交付するなど支援に努めています。

2 点検（成果・課題）

- 市の重要無形民俗文化財 16 件のうち 15 件（1 件は休止中）は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から例大祭等の奉納が全件中止となりました。
- 上三原田の歌舞伎舞台は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、地元住民のみに周知し、三原田小学校歌舞伎クラブの公演、舞台操作披露、創建 200 年祭映像上映を実施しました。また、見学者用パンフレットを改訂しました。
- 津久田人形操作伝承委員会は練習を継続し、赤城南中学校・津久田小学校でワークショップや公演を行いました。地区外での公演として金島ふれあいセンターが予定されていましたが、新型コロナウイルス感染症対策の観点から中止となりました。
- 下南室太々御神楽は、県教育文化事業団主催の日本語・英語字幕付公演（単独公演、群馬県公社ビルホール）に出演しました。

3 評価（今後の方向性）

- 市重要無形民俗文化財については、自団体の価値の再認識、保存や継承活動に関する支援や補助を行います。併せて子どもの頃から伝統芸能に触れられる環境を、学校教育現場と連携して整備していけるよう検討します。
- 伝統芸能や無形文化財の維持に必要な道具の修繕や後継者育成に活用できる公的または民間機関の助成に関する情報を提供し、活動を支援します。
- 三原田小学校歌舞伎クラブの活動や、津久田小学校での人形芝居出前講座の実施等、今後も児童・生徒の歌舞伎や伝統芸能の学習について、継続して支援します。

4 学識経験者による意見

- 評価のとおりとする。

(4) 自主活動団体の育成・支援

文化財保護課

1 現状

赤城歴史資料館ボランティアの会、北橘歴史資料館友の会、竹親会、北たちばなふるさとガイドの会等の自主活動団体があります。活動の目的や内容は異なりますが、歴史資料館を拠点としてそれぞれ自主活動を行っています。また、市内小中学校の来館授業に対しては、資料館友の会、ボランティアの会が解説や体験学習の指導にあたっており、そのほかにも竹工芸教室、ふるさとガイドの会等、各団体と教育委員会、歴史資料館が連携した活動も行っています。

これらの団体に対して補助金等は交付していませんが、団体の活動をしやすいするために、歴史資料館等の活動の場の提供、研修会の実施などの支援を行っています。

2 点検（成果・課題）

- 北橘歴史資料館で行っている小学校3年生を対象とした体験学習で、13校582人の参加があり、友の会会員を中心とするボランティア活動により、高度経済成長以前の一般的な暮らしの一部を体験することができました。新型コロナウイルス感染症対策で一部のメニューを取りやめ、動線を再検討しました。
- 文化財保護課と自主活動団体が連携して北橘歴史資料館で実施してきた「縄文まつり」は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、参加者の特定が難しく、また密状態が避けられないため中止としました。
- 赤城歴史資料館ボランティアの会が、市指定の「津久田城跡」「角田無幻道人の遺髪塚」の除草作業を実施しました。

3 評価（今後の方向性）

- 歴史資料館や公民館等と連携した事業、イベントなど協働できる場の拡大を図りながら、団体の主体的な活動の支援を行います。いずれのイベントにおいても、感染症対策を主眼として開催方法の再検討を行います。

4 学識経験者による意見

- 評価のとおりとする。